



パンチ工業株式会社

証券コード：6165

第52回 定時株主総会

招集ご通知

日 時 2026年6月23日（火曜日）午前10時
受付開始：午前9時

場 所 東京都品川区大井1丁目50番5号
アワーズイン阪急 シングル館3階 A+B会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 当社株券等の大規模買付行為等に関する対応策（買収への対応方針）の一部変更及び継続の件



パンチグループ
マスコットキャラクター
「パンチマン」



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6165/>



株主の皆様へ



代表取締役 社長執行役員
森久保 哲司

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、2025年5月に長期ビジョン「Vision60」を策定いたしました。パーパス「ものづくりによる信頼・真摯な技術・自由な創造力で、次世代の豊かな未来をカタチづくり」のもと、「脱・金型部品依存」を掲げ、金型部品事業の持続的な成長を基盤としながら、成長事業と位置づけるF A事業のさらなる拡大、そして第三の柱となる新規事業の開拓・育成を推進することで、2035年3月期に連結売上高800億円の達成を目指してまいります。

2025年度は、この「Vision60」の下、その実現に向けた具体的な取組みを開始した1年となりました。海外事業においては中国・東南アジアをはじめ欧米地域においても受注が堅調に推移し、連結売上高・営業利益ともに前年を上回る結果となりました。一方、国内事業においては、経営合理化後の体制整備に時間を要したことや物価高による個人消費の停滞等の影響から、回復途上にある状況です。なお、株式会社A S C e（以下、アスク）ののれんに係る減損損失の発生により、当期純利益は前年を下回りました。

「Vision60」の実現に向けた取組みとして、株式会社ミスミグループ本社との資本業務提携に基づく物流協業を開始し、特注品ビジネスへの特化に向けた営業・生産体制の見直しも着実に進めてまいりました。また、2026年5月には2027年3月期を初年度とする中期経営計画「バリュークリエーション28（以下、「VC28」）」を公表いたしました。「VC28」は「収益性の改善」と「次の成長に向けた基盤構築」を軸に、収益性と資本効率を伴った持続的成長の実現を目指すものです。

引き続き「Vision60」と「パンチスピリット（チャレンジ・創意工夫・自由闊達）」の精神を全社員で共有し、コーポレートガバナンスの充実と株主の皆様との建設的な対話を通じて、事業の一層の発展と企業価値の向上に努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月

株主各位

証券コード 6165
2026年6月3日

東京都品川区南大井六丁目22番7号
パンチ工業株式会社
代表取締役 もりくぼ てつじ 森久保 哲司

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト等に「第52回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.punch.co.jp/ir/stock/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6165/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「パンチ工業」又は「コード」に当社証券コード「6165」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ですが、株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月22日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2026年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	東京都品川区大井1丁目50番5号 アワーズイン阪急 シングル館3階 A+B会議室 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第52期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第52期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 当社株券等の大規模買付行為等に関する対応策（買収への対応方針）の一部変更及び継続の件
4. 招集にあつての決定事項	(1)書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いたします。 (2)インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱いたします。 (3)インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱いたします。 (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ①事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年6月23日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年6月22日(月曜日) 午後6時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月22日(月曜日) 午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となります。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

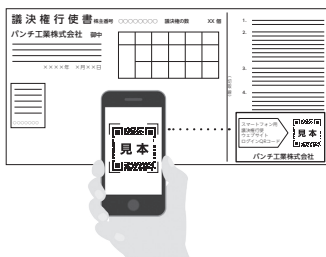
※ 書面(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

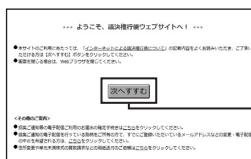
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(ご参考)

連結業績ハイライト

売上高

42,100百万円

前期比 +3.1%

営業利益

2,031百万円

前期比 +20.5%

経常利益

2,201百万円

前期比 +36.4%

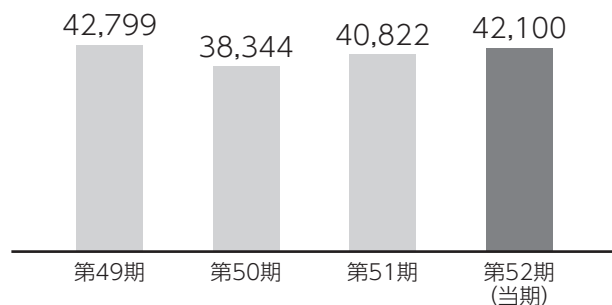
親会社株主に帰属する
当期純利益

851百万円

前期比 ▲1.9%

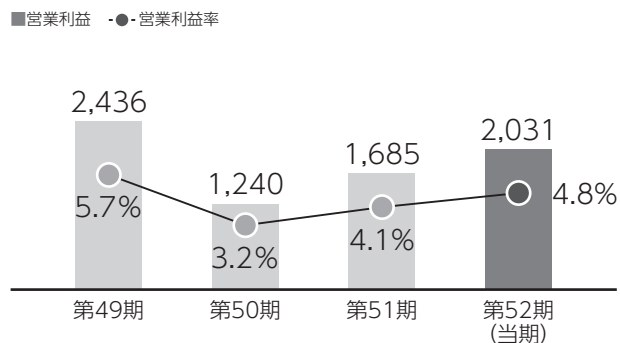
売上高

(百万円)



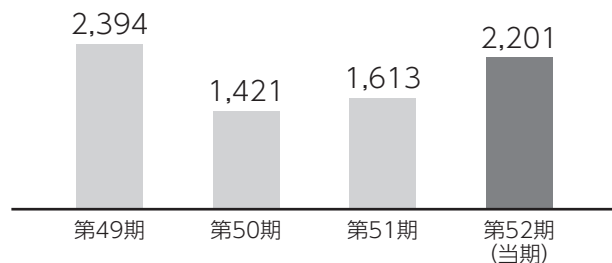
営業利益／営業利益率

(百万円)



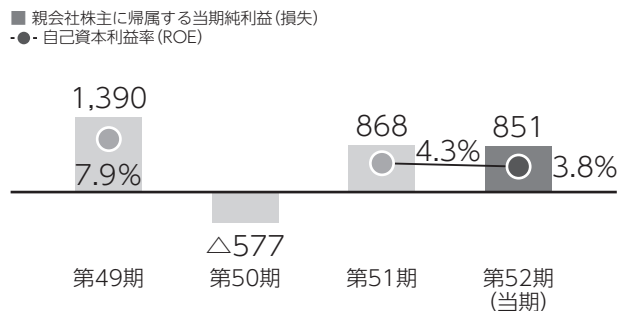
経常利益

(百万円)

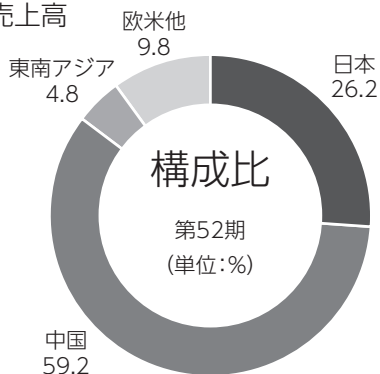


親会社株主に帰属する当期純利益 (損失) /
自己資本利益率 (ROE)

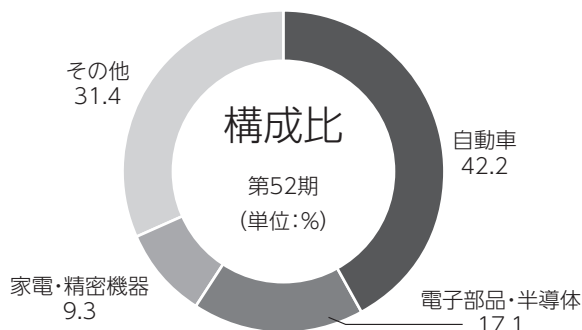
(百万円)



地域別売上高



業種別売上高



連結貸借対照表の概要

(百万円)

35,000

30,000

25,000

20,000

15,000

10,000

5,000

0

総資産
32,970

流動資産
23,518

固定資産
9,451

負債
10,931

純資産
22,038

2025年3月31日
(第51期末)

総資産
34,300

流動資産
24,745

固定資産
9,554

負債
11,220

純資産
23,079

2026年3月31日
(第52期末)

総資産は、受取手形の増加、売掛金の増加等により、前連結会計年度末から、1,330百万円増加し、**34,300百万円**となりました。

総負債は、未払費用の増加、支払手形及び買掛金の増加等により、前連結会計年度末から289百万円増加し、**11,220百万円**となりました。

純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加、為替換算調整勘定の増加等により、前連結会計年度末から1,041百万円増加し、**23,079百万円**となりました。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

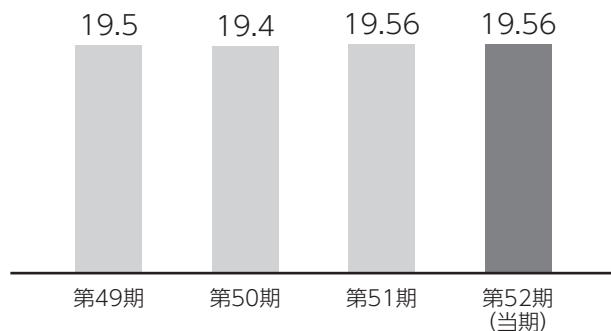
当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的・継続的かつ連結業績への連動性を意識した利益配分とすることを基本に、「連結配当性向30%以上、かつ株主資本配当率（DOE）3%以上」を指標として、財政状態や資金需要等を総合的に勘案したうえで、適切な利益配分を行っていくことを方針としております。

当期の期末配当につきましては、この方針に基づき、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当金として1株当たり9円13銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり19円56銭となります。

1	配当財産の種類	金銭
2	配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式…………… 1株当たり金10円43銭 配当総額……………287,201,722円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月24日

(ご参考)1株当たり年間配当金の推移 (単位：円)



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため社内取締役1名を増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

各取締役候補者は、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定しております。

なお、本議案に関しましては、当社監査等委員会において、指名・報酬委員会の審議内容及び取締役候補者指名にあたっての方針を確認し協議した結果、会社法の規定に基づき株主総会において陳述すべき特段の事項はないと判断いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別 年齢	現在の当社における地位	属性	取締役会 出席状況
1	もりくぼ 哲司 森久保 哲 司	男性 49	代表取締役 社長執行役員 CEO	再任	15/15回 (100%)
2	たか なし 晃 高 梨 晃	男性 57	取締役 上席執行役員 COO	再任	15/15回 (100%)
3	まつ ざわ 靖 松 澤 靖	男性 59	上席執行役員 CFO	新任	-/-回
4	たか つじ なる ひこ彦 高 辻 成 彦	男性 48	社外取締役	再任 社外 独立	15/15回 (100%)
5	おお さと まり こ 大 里 真理子	女性 63	社外取締役 取締役会議長	再任 社外 独立	15/15回 (100%)

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

(注) 年齢は本定時株主総会時の満年齢であります。

候補者番号

1

もり くぼ てつ じ
森久保 哲司 (1977年1月12日生)

所有する当社の株式数…………… 673,600株
2025年度 取締役会出席状況…………… 15/15回
取締役在任年数…………… 8年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2003年 5月	当社入社	2016年 4月	当社執行役員
2005年 2月	盤起工業（大連）有限公司 出向	2018年 6月	当社取締役 上席執行役員 経営戦略統括
2012年 11月	当社バリュー・クリエーション推進室長	2019年 4月	当社最高戦略責任者 グループ事業統括
2013年 4月	当社経営企画室長	2019年 6月	当社代表取締役（現任）副社長執行役員
2015年 4月	PUNCH INDUSTRY MALAYSIA SDN. BHD. 出向	2019年 11月	社長執行役員 最高経営責任者
2015年 12月	同社代表取締役		グループ経営統括（現任）

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【当社との特別利害関係】

森久保哲司氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

森久保哲司氏は、2018年6月取締役就任後、経営戦略、開発戦略を中心にグループ事業全体を統括し、さらに2019年11月の社長執行役員就任後は、当社、中国パンチグループ及び東南アジアグループでの事業経験を活かし、グループ経営統括として、当社グループの成長と企業価値向上に尽力してまいりました。今後もグループ経営統括として、長期ビジョン「Vision60」の実現及び中期経営計画「VC28」に基づくグループの更なる成長と企業価値の向上を指揮する責任者として、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

たか なし あきら
高梨 晃 (1969年5月14日生)

所有する当社の株式数…………… 57,815株
2025年度 取締役会出席状況…………… 15/15回
取締役在任年数…………… 8年

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 8月	当社入社	2018年 4月	当社製造本部長 兼 営業本部長
2008年 4月	盤起工業（大連）有限公司 出向	2018年 6月	当社取締役（現任）国内事業統括
2013年 7月	同社総経理	2019年 4月	当社最高執行責任者（現任）製造統括 製造本部長
2015年 6月	当社執行役員 盤起工業（大連）有限公司 董事長	2021年 6月	製造統括
2017年 6月	当社上席執行役員（現任）	2023年 4月	事業統括（現任）

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【当社との特別利害関係】

高梨晃氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

高梨晃氏は、2018年6月取締役就任後、当社及び中国パンチグループでの事業経験を活かし、ものづくりを統括する責任者として、ものづくり力や品質の向上を強力に推進し、さらに2023年4月からは事業統括として、製造戦略及び営業戦略を指揮してまいりました。今後も事業統括として、長期ビジョン「Vision60」の実現及び中期経営計画「VC28」の達成に向けて製販一体となって取組み、企業価値向上を実現するための執行責任者として、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

まつ
松

ざわ
澤

やすし
靖 (1966年9月20日生)

所有する当社の株式数……………

一株

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1990年4月	(株)資生堂入社	2025年11月	当社入社 上席執行役員 最高財務責任者
2012年8月	同社経営企画部 経営計画グループリーダー		管理統括 (現任)
2016年1月	同社経営管理部長		
2017年1月	資生堂ジャパン(株) 出向		
	執行役員 最高財務責任者 (CFO)		
2020年7月	執行役員 プレミアム事業本部 事業管理部長		

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

【当社との特別利害関係】

松澤靖氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

松澤靖氏は、事業会社において財務・経営管理分野を中心に要職を歴任し、経営と一体となった管理部門の統括に長年携わってまいりました。当社入社後は、上席執行役員 最高財務責任者 管理統括として広報・IR、人事総務、財務経理を管掌し、管理体制の強化及び経営課題の可視化に取り組んでおります。今後も管理統括として、長期ビジョン「Vision60」の実現及び中期経営計画「VC28」に基づく収益性の改善と企業価値向上に向けて、財務・管理面からその推進を力強く支える責任者として、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

たか っし なる ひこ
高 辻 成 彦 (1977年10月4日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
2025年度 取締役会出席状況…………… 15/15回
社外取締役在任年数…………… 5年

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

2000年 4月	経済産業省入省	2021年 6月	当社社外取締役 (現任)
2007年 6月	(株)三井住友銀行 企業情報部	2021年 6月	ヤマシキフィルタ(株)社外取締役 (監査等委員) (2025年6月退任)
2009年 7月	(株)ティー・アイ・ダヴリュ アナリスト	2022年 1月	情報経営イノベーション専門職大学 客員教授
2011年 6月	ナブテスコ(株) 総務部 広報・IR担当	2022年 2月	日本ガバナンス・企業価値研究所 創業者 所長・経済アナリスト (現任)
2013年 1月	(株)ユーザベース 分析チーム シニアアナリスト	2022年 4月	東京都市大学 共通教育部 非常勤講師
2014年 5月	いちよし証券(株) (株)いちよし経済研究所(株) 出向) シニアアナリスト	2022年 6月	当社取締役会議長
2020年 7月	(株)フィスコ 情報配信部	2022年 6月	NITTOKU(株) 社外取締役
	シニアエコノミスト 兼 シニアアナリスト	2024年 4月	目白大学 経営学部 准教授 (現任)
2021年 4月	青山学院大学 大学院法学研究科 非常勤講師	2025年 4月	目白大学 大学院経営学研究科 准教授 (兼任) (現任)
2021年 4月	多摩大学社会的投資研究所 客員研究員		

【重要な兼職の状況】

目白大学 経営学部 准教授
目白大学 大学院経営学研究科 准教授 (兼任)
日本ガバナンス・企業価値研究所 所長・経済アナリスト

【当社との特別利害関係】

高辻成彦氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由、期待される役割及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由

高辻成彦氏は、コーポレートファイナンス、経済・企業分析、機械業界、IRの専門家としての知見・見識、並びに他社での社外取締役の経験を活かし、独立した客観的な立場から、当社の経営戦略について適切な助言を行うとともに、指名・報酬委員長として、当社の役員候補者の選定や報酬等の妥当性について客観的かつ透明性の高い意見を述べてまいりました。今後も当社グループの成長と企業価値向上に資する様々な助言を頂くことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

5

おお さと ま り こ
大里 真理子 (1963年4月22日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
2025年度 取締役会出席状況…………… 15/15回
社外取締役在任年数…………… 4年

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1986年4月	日本アイ・ビー・エム(株)入社	2018年4月	早稲田大学スポーツ科学科 非常勤講師
1992年6月	ノースウェスタン大学経営大学院 ケロッグ ビジネススクール修士号 (MBA) 取得	2019年4月	(公社)日本オリエンタリング協会 副会長
1992年9月	ユニデン(株) (現ユニデンホールディングス(株)) 入社	2020年9月	ユニデンホールディングス(株) 社外取締役
1997年6月	(株)アイディーエス 取締役	2021年11月	同社社外取締役 (監査等委員)
2005年7月	(株)アークコミュニケーションズ設立 代表取締役 (現任)	2022年6月	当社社外取締役 (現任)
2016年6月	(公社)日本パブリックリレーションズ協会 理事	2022年6月	(公社)日本ローイング協会 理事 (現任)
		2023年6月	(株)日本M&Aセンターホールディングス 社外取締役 (2025年6月退任)
		2023年6月	(一財)全日本野球協会 理事 (現任)
		2024年6月	当社取締役会議長 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社アークコミュニケーションズ 代表取締役

【当社との特別利害関係】

大里真理子氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大里真理子氏は、事業会社の経営者としての実績、上場企業の社外取締役、各種団体の理事等の幅広い経験と知識を活かし、当社の経営の重要事項の決定や業務執行のモニタリングに寄与するとともに、指名・報酬委員として、当社の役員候補者の選定や報酬等の妥当性について客観的かつ透明性の高い意見を述べてまいりました。また、2024年6月からは取締役会議長として、議事の活性化・効率化にも貢献しております。今後も「女性活躍推進」をはじめとするダイバーシティ経営の取組みにも積極的に参画して頂くことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 高辻成彦氏及び大里真理子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 高辻成彦氏及び大里真理子氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。
3. 当社は、高辻成彦氏及び大里真理子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏が取締役に選任された場合、当社は両氏との契約を継続する予定です。
4. 当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理・監督の立場にある従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が取締役に選任された場合には、当該保険の被保険者となります。当該保険契約では、取締役を含む被保険者が株主や第三者等から損害賠償請求が提起された場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害は填補されない等の一定の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。
5. 当社は、高辻成彦氏及び大里真理子氏を、東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に届け出ております。両氏が取締役に選任された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。

ご参考

第2号議案が原案どおり承認された場合の取締役会のスキルマトリックス

区分	氏名	属性等		経営・事業運営のための経験・知見				経営基盤となる経験・知見		
		独立 社外	指名・ 報酬委員	企業経営・ 経営戦略	グローバル	製造・ 技術・ 品質	営業・ マーケティング	財務会計	法務・ コンプライアンス・ リスク管理	人事・ 労務・ 人財開発
取 締 役	森久保 哲司		○	◎	●	●				
	高梨 晃			◎	●	●				
	松澤 靖			●				●		●
	高辻 成彦	○	○	●				●	●	
	大里 真理子	○	○	◎	●					●
監 査 等 委 員	河野 稔				●			●	●	
	鈴木 智雄	○		●	●			●		
	田畑 千絵	○							●	●

当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員のスキルは次のとおりであります。

執 行 役 員	片村 知己	—	—		●			●		
	久米 信	—	—	◎	●		●			
	鶴間 文雄	—	—	●				●	●	
	岡田 秀和	—	—		●	●				
	廣川 秀和	—	—	●	●		●			
	鈴木 智三	—	—	●	●		●			
	田中 靖彦	—	—						●	●
	佐藤 秀和	—	—			●				

1. ◎は、会社（子会社含む）の経営トップ経験者を示しております。

2. ●は、取締役及び執行役員の選任に資するスキルを保有すると当社が判断したものであります。

スキル項目と選定理由

重点経営課題への取組みと経営基盤の強化を推進するため、当社は、取締役会及び経営陣には、経営・事業運営のための経験・知見及び経営基盤となる経験・知見が必要と考え、以下のとおりスキルを選定しております。

スキル項目	選定理由
企業経営・経営戦略	企業の重要な意思決定・経営判断、企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上のための戦略策定に必要
グローバル	今後更にグローバル展開を加速するために必要
製造・技術・品質	付加価値の源泉である「ものづくりノウハウ」「技術力」「品質力」を高め、新技術開発を推進し、生産性向上による資本効率の向上を目指すために必要
営業・マーケティング	売上高を実現し、新市場・新製品開発による更なる成長のために必要
財務会計	経営の健全性を確保し、成長戦略投資の推進と、適正な株主還元を実現するために必要
法務・コンプライアンス・リスク管理	経営の公正性・透明性を確保し、企業活動で発生し得る各種リスクに適切に対応するために必要
人事・労務・人財開発	公正かつ適切な人事制度の立案・運用で、個々の能力を最大限発揮できる環境を整備し、経営戦略を実現する人財を育成するために必要

取締役候補者の指名にあたっての方針と手続き

以下の要件を満たすことを方針として代表取締役が提案し、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会で各候補者の適格性について審議を行ったうえで、取締役会で決定しております。

取締役の要件

- ① 上場企業の取締役としてふさわしい人格、見識を有すること
- ② 取締役としての職務遂行にあたり、肉体及び精神の両面で健康上の支障がないこと
- ③ 経営判断能力及び経営執行能力に優れていること
- ④ 当社及び当社グループの業務に関し、取締役としての職務遂行に十分な経験と知見を有すること
- ⑤ 豊富な専門知識・経験を有し当社の持続的成長や中長期的な企業価値向上に資する人材であること
- ⑥ 当社以外の上場会社役員との兼任は合理的な範囲であり、十分な時間・労力を当社の取締役としての業務に振り向けることができること
- ⑦ 社外取締役の独立性に関する基準を満たすこと
- ⑧ 業務執行者からの独立性
- ⑨ 公正不偏の態度を保持できること
- ⑩ 最低1名は財務・会計に関し相当程度の知見を有することが望ましい

(注) 上記のうち、社内取締役の要件は①～④、社外取締役の要件は①～③及び⑤～⑦、監査等委員である取締役は前述に加え⑧～⑩となります。

社外取締役の独立性に関する基準

当社は会社法における社外取締役の資格要件に加え、以下に掲げる項目のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役は独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

- ① 当社及び当社の関係会社（以下、当社グループ）の業務執行者¹ならびに過去において業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先²とする者またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
- ④ 当社の大株主³またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループが大株主である会社の業務執行者
- ⑥ 当社の法定会計監査人である監査法人に所属している者
- ⑦ 当社グループから、役員報酬以外に多額⁴の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等。なお、当該利益を受けている者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者を含む
- ⑧ 当社グループから多額の寄付または助成を受けている者またはその業務執行者
- ⑨ 当社グループが直近事業年度末日の連結総資産の2%を超える資金の借入をしている金融機関及びその関係会社、またはそれらの業務執行者
- ⑩ 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員を兼務している場合における当該他の会社及びその関係会社の業務執行者
- ⑪ 上記②～⑩に過去3年間において該当していた者
- ⑫ 上記①～⑩に該当する者が重要な地位（役員及び部長職以上の使用人またはそれらと同格とみなされる役職）にある場合は、その者の配偶者及び2親等以内の親族

(注) *1 業務執行者：業務執行取締役、執行役、その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、使用人

*2 主要な取引先：取引高が取引元の直近事業年度における連結売上高の2%を超える取引先

*3 大株主：直接保有、間接保有を含む議決権保有割合が10%以上である株主

*4 多額：その者が個人の場合は年間1,000万円を超える額、法人、組合等の団体の場合にはその者の年間の総収入の2%を超える額

第3号議案

当社株券等の大規模買付行為等に関する対応策（買収への対応方針）の一部変更及び継続の件

当社は、2023年5月13日開催の当社取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「現プラン」といいます。）の導入を決議し、同年6月22日開催の当社第49回定時株主総会において株主の皆様よりご承認をいただきましたが、現プランは、本総会終結の時をもって有効期間が満了となります。

当社は、現プラン導入後も、社会・経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる様々な動向や議論の進展、コーポレート・ガバナンスコードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、継続の是非を含め、その在り方を検討してまいりました。

その結果、当社は、現プランの有効期間満了に先立ち、2026年5月13日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、現プランの一部を改訂した上で、以下のとおり更新することを、取締役会で決議いたしました（更新後のプランを、以下「本プラン」といいます。）。

本プランは、2026年5月13日付けで効力を生じておりますが、株主の皆様のご意思をより反映させる観点から、本議案は、本プランについて、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られなかった場合には、本プランは本定時総会の終結時をもって失効するものといたします。

本プランにおいて見直しを行った主な内容は以下のとおりです。

- ① 本プランの対象となる「大規模買付行為等」（下記Ⅱ.2.(1)(a)に定義されます。以下同じとします。）に該当する基準を20%から15%に変更することを含めた内容の一部見直しを行いました。
- ② 買付者等（下記Ⅱ.2.(1)(a)に定義されます。以下同じとします。）に対して提出又は提供を求める「意向表明書」（下記Ⅱ.2.(1)(b)に定義されます。）及び本必要情報（下記Ⅱ.2.(1)(c)に定義されます。）の内容を一部見直しました。
- ③ 取締役会検討期間（下記Ⅱ.2.(1)(d)に定義されます。以下同じとします。）の内容を一部見直しました。
- ④ 発動事由その2（下記Ⅱ.2.(2)に定義されます。以下同じとします。）の内容を一部見直しました。
- ⑤ その他趣旨の明確化を含む表現の修正等を行いました。

I 提案の理由

1. 基本方針の内容

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株券等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株券等に対する大規模買付行為等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大規模買付行為等の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為等の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者等の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者等との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株券等の大規模買付行為等を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 長期ビジョン「Vision60」

当社グループは、創業者精神である「チャレンジ」「創意工夫」「自由闊達」を受け継ぐパンチスピリットと、パーパスである「ものづくりによる信頼、真摯な技術、自由な創造力で、次世代の豊かな未来をカタチづくる」を価値創造の原点として、創業50周年を機に、今後10年先を見据えた長期ビジョン「Vision60」を策定しております。

「Vision60」では、急速に進展するデジタル化やAIの進化、労働人口減少、グローバルな生産構造の変化、環境・社会課題への要請の高まりなど、当社を取り巻く事業環境の中長期的な変化を踏まえ、「脱・金型部品依存」を掲げております。

これは金型部品事業を縮小することを意味するものではなく、同事業を引き続き事業基盤としつつ、FA事業や新事業など金型部品以外の領域を育成し、事業ポートフォリオの多角化を進めることで、より安定的かつ持続的な成長を実現することを目的としたものです。

当社グループは、このVision60を軸として、今後10年間で3つの中期経営計画を順次遂行し、継続的な企業価値向上を図ってまいります。

当社は、精密金型部品事業を中核にグローバル展開を進め、安定した事業基盤を構築してきた一方、資本効率や収益性の面では、なお改善の余地があるとの認識のもと、企業価値の持続的向上に向け、事業構造そのものを進化させる必要性を強く認識しております。こうした課題認識のもと、当社は2026年5月13日に中期経営計画「バリュークリエーション28」（以下「VC28」といいます。）を公表しました。

「VC28」では、以下の基本方針に基づいた施策を通じて、収益性・資本効率の改善と、持続的な成長投資を両立させ、PBR1.0倍を見据えた企業価値向上を目指しており、「VC28」の最終年度（2029年3月期）において、連結売上高500億円、営業利益34億円、営業利益率6.8%、ROE8.0%以上、ROIC10.0%の経営目標を掲げております。

- ・既存事業(金型部品事業)における特注品特化と生産性向上による安定したキャッシュ総出力の強化
- ・自動化・省力化ニーズを背景としたFA事業の育成・拡大による第2の収益性の確立
- ・R&D及び新規事業への取組みを通じた中長期的成長機会の創出
- ・DX推進による業務効率化と固定費構造改革
- ・ROICを中核指標とした資本効率を重視する経営の徹底

その上で、「Vision60」において当社グループが2034年に目指す姿は、パーパスとパンチスピリットを実践する中で具現化し、事業構造・組織・経営基盤のすべてにおいて進化した企業グループとなっている状態です。

具体的には、金型部品事業では、資本業務提携の効果最大化や営業・製造の更なる連携を通じて、高付加価値な特注品を中心に安定した収益力を維持・向上させることを目指します。一方で、FA事業及び新事業においては、M&AやR&Dを積極的に活用し、金型部品事業で培った技術力・生産力・顧客基盤を応用することで、新たな成長エンジンの確立を図ります。

また、「Vision60」に基づく当社グループの成長戦略は、「重点経営課題への対応」と「経営基盤の強化」を両輪として展開されます。

重点経営課題としては、高スピードで進む技術革新への対応、労働人口減少や国内市場の成長鈍化への対応、さらには国際社会情勢や環境意識の変化への対応が挙げられます。これらに対し、当社グループは、既存事業の枠組みにとらわれないR&Dの強化、FA事業の拡大による自動化・省力化需要への対応、新業種・新地域の開拓、ならびにM&Aやスタートアップ企業との連携等による事業領域の拡張を進めてまいります。

経営基盤の強化においては、金型部品事業を基盤とした収益性の改善、グローバルでの生産・販売体制の最適化、人財育成・技能継承を含む人的資本経営の推進、サステナビリティ及びガバナンス体制の強化を重視しております。特に、パンチスピリットを体現する人財の育成と、挑戦を後押しする組織風土の醸成は、「Vision60」達成に不可欠な経営基盤であると位置付けております。

当社グループは、このような中期経営計画に基づく一連の取組みを着実に実行することにより、環境変化に左右されにくい持続的な企業価値創造を実現し、ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

② コーポレートガバナンス強化による取組み

当社グループは、法令を遵守し誠実に社会的責任を果たすとともに、経営の健全性及び透明性を高め、株主や顧客をはじめとするすべてのステークホルダーにとっての利益を守り、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスの基本方針として、(i)株主の権利・平等性の確保、(ii)株主を含む全ステークスホルダーとの適切な共働、(iii)適切な情報開示による透明性の確保、(iv)取締役会による業務執行の監督、及び(v)株主との建設的な対話を定めております。

その上で、上記基本方針を実践するためには、コーポレートガバナンスの確立が最重要課題と認識し、指名・報酬委員会の設置、取締役会の実効性評価、執行役員制度の強化、取締役会議長の社外取締役への変更、譲渡制限付株式報酬の導入をはじめとした役員報酬制度の整備等、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおり、取締役会の監督機能を一層強化するため、2021年6月23日開催の第47回定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

これらの施策に加え、当社は、経営環境の変化や資本市場からの要請を踏まえ、取締役会の構成や運営、役員選解任の在り方等について定期的な検証と見直しを行い、ガバナンス体制の実効性向上に継続的に取り組んでおります。

③ 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主・投資家の皆様との建設的な対話をより一層強化することを目的として、株主・投資家の皆様と平等かつ公正な対話を行っております。当社は、こうした建設的な対話を実現するため、IR専任部署を設置するとともに、決算説明会や会社説明会の開催に加え、IRイベントへの積極的な参加、国内外の投資家の皆様との個別ミーティングやスモールミーティングの実施を通じて、コミュニケーションの一層の充実に継続的に取り組んでおります。今後も、このような取組みを通じて、株主・投資家の皆様との対話の質の向上を図り、建設的な対話を継続してまいります。

3. 本プランの目的

当社は、買付者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えておりますが、上場会社である以上、買付者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買付者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株券等の大規模買付行為等を抑止するために、当社株券等に対する大規模買付行為等が行われる際に当該大規模買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為等を行おうとする者に対して、警告を行うこと等を目的としております。

なお、本プランによる買収への対応方針の継続決定に当たり、当社は、経済産業省に設置された企業価値研究会が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、同研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」並びに東京証券取引所が2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」等の買収への対応方針に関する議論を踏まえつつ、透明性・流通市場への影響等も含め総合的に検討し、その結果として、本プランにより買収への対応方針を継続することが最善の選択であるとの

判断に至ったものです。

なお、2026年3月31日現在における当社の株主の状況は別紙4「当社の大株主の状況」のとおりであります。また、森久保有司氏、森久保哲司氏、両氏の親族である共同保有者及びエム・ティ興産株式会社（以下「創業家関係者ら」と総称します。）は、2026年3月31日現在、共同保有者として、当社株式を持株比率(注1)にして合計19.19%保有しています。創業家関係者らは、当社の安定株主として当社と友好的な関係を構築しており、現時点において、本プランの適用対象とはなりません。なお、森久保哲司氏は当社の代表取締役 社長執行役員 CEOを務めておりますが当社取締役会には、当社の役職員を務める同氏以外の創業家関係者らは存在せず、当社の経営が創業家関係者らによって支配されているといった状況にはございません。また、創業家関係者らは、当社株式等の処分や議決権行使について当社とは独立した判断に基づき意思決定を行っており、当社と創業家関係者らとの間には、創業家関係者らが今後も当社株式等を保有し続けることについての契約等は存在しておりません。したがって、創業家関係者らの事情により譲渡、相続その他の処分がなされ、今後保有比率が低下する可能性は否定できず、必ずしも将来にわたってこれらの株主が安定した地位を占めるものとはできません。

また、当社の株券等は、その約66%は個人株主の皆様や外国法人等により保有されているため、当然のことながら流動性があります。

このように、創業家関係者らの保有比率が大きく低下し、当社の株券等の流動性が高まることにより、より多くの株主・投資家の皆様に当社の株券等を保有していただく機会が増加することになりますが、その反面、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為等が行われるおそれが高まることも否定できないと考えております。

加えて、当社は時価総額が比較的小さいことから、大規模買付行為等に該当する基準を20%のままとした場合、当社株券等の買集めが短期間で進行する可能性があり、買集めが短期間で進行した場合、株主の皆様が十分な情報と時間をもって判断できる環境を確保できないおそれがあります。

本プランは、こうした変化を踏まえ、社会・経済情勢の変化や買収への対応方針を巡る様々な動向や議論の進展等を考慮し、企業価値及び株主共同の利益を守る観点から、より早い段階で買付者等による買集めの目的等を精査することを可能とすることを目的としています。

(注1) 持株比率は自己株式(86,281株)を控除して計算しております。

II 提案の内容

1. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の大規模買付行為等を行おうとする者が現れた際に、買付者等に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買付者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買付者等以

外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の対抗措置（下記2.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)に定義されます。以下同じとします。）をとることができるものとします。

本プランに従って本新株予約権（下記2.(1)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じとします。）の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外取締役及び/又は社外の有識者等の中の3名以上から構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの発動に係る手続（別紙1「当社株券等の大規模買付行為等に関する対応策に係るフローチャート」参照）

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①若しくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案(注2)を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「大規模買付行為等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等(注3)について、保有者(注4)の株券等保有割合(注5)を15%以上とすることを目的とする買付けその他の取得(注6)
- ② 当社が発行者である株券等(注7)について、公開買付け(注8)を行う者の株券等所有割合(注9)及びその特別関係者(注10)の株券等所有割合の合計が15%以上となる公開買付け
- ③ 上記①又は②に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注11)を樹立する行為(注12)（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が15%以上となるような場合に限ります。）

なお、本プランにおいては、大規模買付行為等に該当する基準として、15%という数値を基準として

採用させていただくこととしております。これは、①企業会計上、15%という数値は持分法適用の有無を決する一つの基準として用いられているほか、②議決権割合の6分の1（約16.7%）超という数字が、簡易合併等について、株主総会での承認の省略を阻止し得る数値として会社法も重要な意義を有していること（会社法第796条第3項、会社法施行規則第197条第1号ご参照）、③今後市場内外において短期的に大量に当社株券等が買い占められるリスクは必ずしも低いものではないと思料されること、④当社は時価総額が比較的小さいことから、大規模買付行為等に該当する基準を20%のままとした場合、株式の大量買集めが短期間で進行する可能性があり、株主の皆様が十分な情報と時間をもって判断できる環境を確保できないおそれがあること、⑤米国のライツ・プランでも15%あるいはそれを下回る割合を対抗措置の発動基準としている事例が多数であることのほか、日本においても15%を対抗措置の発動基準として用いられている事例も存在すること等の事情を総合的に勘案した結果となります。

大規模買付行為等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）の無償割当てその他の対抗措置の不発動に関する決議を行い、又は当社株主総会において本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動に係る議案が否決されるまでの間、大規模買付行為等を実行してはならないものとし、

(注2) 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとし、

(注4) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ii)当該特定の株主との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）、弁護士、会計士及び税理士その他のアドバイザー、並びに(iii)保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めたものを含みます。以下同じ）、上記(i)又は(ii)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとし、

(注6) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注8) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注9) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計

算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

- (注10) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めのない限り同じとします。
- (注11) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、別紙5に定める基準に従い行うものとします。なお、別紙5に定める基準は、法令の改正や裁判例の動向等に基づき独立委員会の決議によって適宜合理的な範囲内で変更される場合がございますが、その場合、速やかに開示いたします。
- (注12) ③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、大規模買付行為等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、会社等の目的及び事業の内容、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要、日本国内における連絡先、買付者等が現に保有する当社の株券等の数、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社株券等の取引状況及び企図されている大規模買付行為等の概要等を明示するとともに、買付者等の定款及び履歴事項全部証明書（又はそれらに相当するもの）、並びに直近5事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を併せて提出していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限るものとします。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日（初日不算入）以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報を含む当社取締役会又は独立委員会が買付者等の大規模買付行為等の内容を検討するために必要と考える情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議事項、決議要件等については、別紙2「独立委員会規則の概要」をご参照ください。なお、本プラン継続時に就任する予定の独立委員会の委員の略歴等については、別紙3「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。

当社取締役会及び独立委員会は、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の

皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために当該買付説明書の記載内容では本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会及び独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

なお、本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報の提供が十分になされたら当社取締役会が認めるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日は、本必要情報の提供が十分になされたら当社取締役会が認めない場合でも、買付者等が情報リストを受領した日から起算して60日を超えないものとします（但し、買付者等からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。以下「必要情報提供期間」といいます。）。また、大規模買付行為等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「本必要情報」の一部に含まれるものとします。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（主要な株主又は出資者、重要な子会社・関連会社、共同保有者^(注13)、特別関係者、買付者等を被支配法人等^(注14)とする者の特別関係者その他の密接関連者を含み、ファンド若しくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下「ファンド等」といいます。）の場合又は買付者等が実質的に支配若しくは運用するファンド等が存する場合は各組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の詳細（名称、沿革、資本関係、設立準拠法、資本構成、事業内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報、財務内容、経営成績、過去10年以内の法令違反等の有無及び内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験及び今後の競業可能性等の詳細に関する情報、役員の名、職歴及び過去における法令違反行為の有無及び内容、並びに当該買付者等による大規模買付行為等と同種の過去の取引の内容等を含みます。）
- ② 買付者等及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- ③ 大規模買付行為等の目的（意向表明書に記載された目的の詳細。なお、支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後における当社株式等の第三者への譲渡等又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含み、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（大規模買付行為等の対象となる当社株券等の種類及び数、大規模買付行為等に係る買付け等を行った後における株券等所有割合）
- ④ 大規模買付行為等の対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性（資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）、実現可能性等（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為等の価額及びその算定根拠の詳細（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関の名称と当該算定機関に関する情報、算定機関の意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定す

るに至った経緯、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額並びにその算定根拠を含みます。)

- ⑥ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の詳細（有無、具体的な内容及び態様を含みます。）
- ⑦ 買付者等による当社の株券等の過去における取得に関する情報
- ⑧ 大規模買付行為等の資金の裏付け（大規模買付行為等の資金の提供者（直接か間接かを問わず、実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、及び関連する取引の内容を含みます。）
- ⑨ 大規模買付行為等に関する第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。）の有無及びその内容
- ⑩ 大規模買付行為等の後における当社グループの経営方針及び経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の完了後に派遣を予定している取締役候補の経歴その他の詳細に関する情報（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての知識及び経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、資本政策、資金計画、配当政策、及び資産活用策等（大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）その他大規模買付行為等の完了後における当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、地域関係者（研究所、工場等が所在する地方公共団体を含みます。）
- ⑪ 大規模買付行為等完了後の当社株券等の保有方針及び当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由
- ⑫ 大規模買付行為等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社の従業員、取引先、地域社会その他の当社に係る利害関係者等に対する対応方針
- ⑬ 買付者等と当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑭ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関係（直接であるか間接であるかを問いません。）に関する情報、また関連性がある場合にはその関連性に関する詳細、及びこれらに対する対処方針
- ⑮ 買付者等が濫用的買収者に該当しないことを誓約する旨の書面
- ⑯ 大規模買付行為等に適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただきます。）
- ⑰ 大規模買付行為等完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑱ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(注13) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注14) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

(d) 大規模買付行為等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

当社取締役会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、取締役会検討期間の範囲内で適宜設定する回答期限までの間、買付者等の大規模買付行為等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

当社取締役会又は独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合（なお、提供を要求した情報の一部が提出されない場合においても、不提出につき合理的な説明がなされていると判断した場合には、本必要情報の提供が完了したものと取り扱う場合があります。）又は必要情報提供期間が満了した場合、当社は、その旨を適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。なお、下記②に記載のとおり、当該開示の日の翌日から、取締役会検討期間が起算されることとなります。

② 取締役会による検討等

当社取締役会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したのものも含まれます。）の提供がなされたことと認めた旨又は必要情報提供期間が満了した旨を当社が開示した日の翌日から、原則として以下(i)又は(ii)の期間が経過するまでの間（以下「取締役会検討期間」といいます。）、大規模買付行為等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする当社の全ての株券等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付行為等の場合には最大90日間

当社取締役会は、必要に応じて投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家」といいます。）の助言を得ることができるものとします。当該助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会検討期間開始と同時に、独立委員会に対し、対抗措置の発動の是非について諮問します。なお、その際に買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供いたします。

また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報の提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、上記(i)(ii)いずれにおいても、買付者等の大規模買付行為等の内容及び代替案（もしあれば）の検討、並びに買付者等との交渉等を踏まえ、取締役会検討期間が当該評価・検討のために不十分である

と当社取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ、必要とされる合理的な範囲内で、取締役会検討期間を延長することができるものとします。延長の期間は原則として30日を超えないものとします。

(e) 独立委員会の勧告等

独立委員会は、取締役会検討期間内に、上記(d)の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案等と並行して、以下の手続に従い、大規模買付行為等が下記(2)「対抗措置発動の要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当て又はその他法令及び当社定款の下で可能な措置（以下「対抗措置」と総称します。）を発動すべき旨の勧告を行うことができるものとします。なお、独立委員会は、勧告に際して対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

(ア) 発動事由その1に該当する場合（買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合）

独立委員会は、発動事由その1に該当すると判断した場合、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動その他必要と考える事項を勧告します。

(イ) 発動事由その2に該当する場合

買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。但し、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、下記(2)に定める発動事由その2に掲げるいずれかの類型に該当すると認められ、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当であると判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

但し、独立委員会は、一旦対抗措置の発動の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、対抗措置の中止又は発動の停止等に係る新たな勧告を行うことができるものとします。なお、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行った場合においては、独立委員会は、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が大規模買付行為等を撤回した場合その他大規模買付行為等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、大規模買付行為等について、発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、対抗措置を発動すべき旨の勧告を行わないものとします。但し、独立委員会は、一旦対抗措置の発動の勧告を行わない場合であっても、後日、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、対抗措置を発動すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、大規模買付行為等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を

害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の大規模買付行為等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記(e)に従って勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重しつつ、本プランに基づいて対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。但し、下記(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い取締役会決議を行うものとします。

なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、又は不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様へ問うべく、株主意思確認総会（下記(g)に定義されます。以下同じとします。）の招集を決議することができるものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為等が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとします。

これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(g) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、(I)独立委員会が、上記(e)に従い、対抗措置の発動に際して株主総会の承認を得べき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の大規模買付行為等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(II)ある大規模買付行為等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、可及的速やかに株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することとします。これらの場合には、当社取締役会は、議決権を行使できる株主の範囲（近時の裁判例や大規模買付行為等の態様等も踏まえて、適切な範囲を決定することを予定しております。）、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適用ある法令等に従って開示いたします。株主意思確認総会の決議は、当該株主意思確認総会に出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行われるものとします。

当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行います。

当該株主意思確認総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合で、当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は株主意思確認総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実及びその概要、本必要情報の概要、取締役会検討期間が開始した事実、並びに取締役会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が株主及び投資家の皆様のご判断に際して必要又は適切であると考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 対抗措置発動の要件

本プランを発動して対抗措置を発動するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)[本プランの発動に係る手続] (e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない大規模買付行為等であり（大規模買付行為等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ対抗措置を発動することが相当である場合

発動事由その2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ対抗措置を発動することが相当である場合

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為等である場合
- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株券等を買占め株価をつり上げ、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為（いわゆるグリーンメール）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者等又はそのグループ会社等に移譲させ、又は重要な資産等を廉価に取得する等の当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為（但し、対抗措置の発動は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を毀損するか否かという観点から判断するものとし、③に形式的に該当することのみをもって対抗措置を発動することはしないものとします。）
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産や有価証券等の高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為（但し、対抗措置の発動は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を毀損するか否かという観点から判断するものとし、④に形式的に該当することのみをもって対抗措置を発動することはしないものとします。）
 - ⑤ 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株券等を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得し

ようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合

- ⑥ 買付者等の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (b) 強圧的二段階買付け（一段階目の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）等の、構造上当社株主の皆様は株券等の売却に係る判断の機会又は事由を制約するような事実上強圧性がある大規模買付行為等である場合
- (c) 大規模買付行為等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な大規模買付行為等であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (d) 買付者等による大規模買付行為等により、株主の皆様はもとより、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員等の利害関係者との関係を損なうことなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすと合理的な根拠をもって判断される場合
- (e) 買付者等による大規模買付行為等が実施された場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が大規模買付行為等を実施しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (f) 買付者等の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (g) その他上記(a)から(f)までに準ずる場合で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てま

す。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の目的である当社株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者(注15)、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者(注16)、(IV)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者(注17)(以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由(注18)が存する場合を除き本新株予約権を行使することができません。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(注15) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が15%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注16) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して15%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとしま

す。本議案において同じとします。

(注17) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めたと者を含みます。）、又はその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めたと者を含みます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）を含みます。

(注18) 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に大規模買付行為等を中止又は撤回し、かつ爾後大規模買付行為等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が、15%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、15%を下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途本新株予約権無償割当て決議又は当社取締役会において定めるものとします。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

一定の事由が生じたこと又は当社取締役会が別途定める日が到来したことを条件にして、当社取締役会の決議に従い、①本新株予約権の全部又は非適格者以外の株主が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項や、②非適格者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、非適格者が所有する本新株予約権については一定の行使条件（例えば、買付者等が株式を処分した場合に、その行使後における株券等保有割合が15%を下回ること等の一定の条件の範囲内で本新株予約権を行使することができる旨の行使条件等）や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項（但し、非適格者以外の株主の利益を害するものではないと合理的に判断される内容のものに限ります。）等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付すことがあり得ます。なお、非適格者が保有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わないこととします。

本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会の終結の時から本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。但し、当該有効期間の満了時点において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

なお、本プランは、本定時株主総会においてご承認いただき、2029年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで有効期間が更新された後も、当社株主総会において当社提案に基づき本プランの廃止の決議が行われた場合、又は当社株主総会において選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本プランの導入の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(5) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2026年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

3. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入にあたっては、本新株予約権の無償割当てを含む対抗措置の発動自体は行われません。したがって、本プランの継続をもって、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、対抗措置の発動を決定し、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、そ

の有する当社株式1株につき1個を上限として、本新株予約権が無償で割り当てられます。割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。そのため、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

但し、非適格者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(1)[本プランの発動に係る手續](e)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

その他、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、非適格者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(b) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手續は不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。但し、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあるほか、例外事由該当者の有する本新株予約権について、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得することもあります。

上記のほか、本新株予約権の無償割当てを行う場合における本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

4. 本プランの合理性

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、当社株券等に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案（もしあれば）を提案するために必要な

情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、基本方針の実現に資するものです。

(2) 買収への対応方針に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、本プランは、東京証券取引所が2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」及び経済産業省が2023年8月31日付けで公表した「企業買収における行動指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて」の定めを勘案したものとなっております。その結果として、本プランを継続することが最善の選択であるとの判断に至ったものです。

(3) 事前開示及び株主意思の重視

当社は、株主・投資家の皆様及び買付者等の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

また、本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合に限り、発効することとしております。また、本プランは、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、廃止されることになり、その意味で、本プランの継続だけでなく存続についても、株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

さらに、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。

以上の点からも、本プランは、株主の皆様の意思を最大限重視するものです。

(4) 独立性を有する社外取締役及び社外の有識者等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動等には、当社経営陣から独立性を有する当社社外取締役及び/又は社外の有識者等から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

また、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、当社の費用で、外部専門家の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(5) 合理的な客観的要件の設定

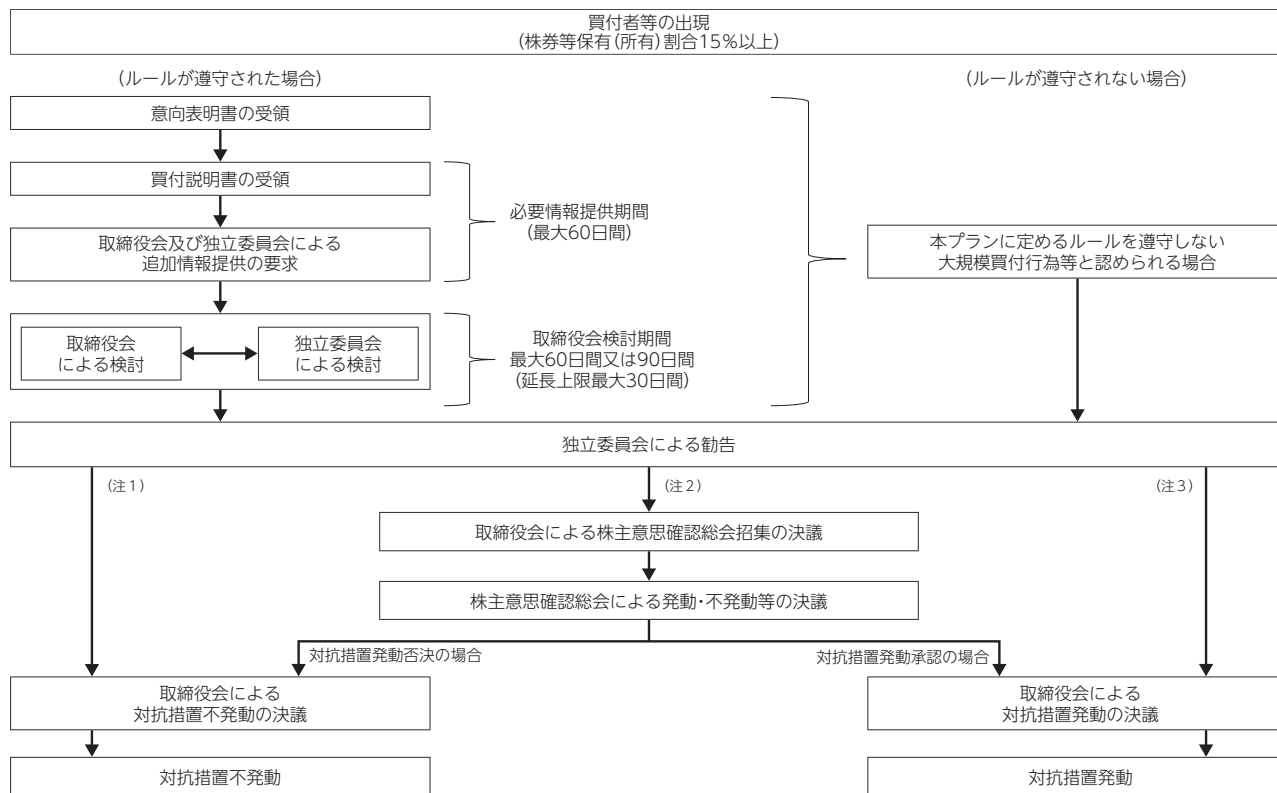
本プランは、上記2.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記2.(2)「対抗措置発動の要件」に記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であり、監査等委員である取締役の任期は2年（但し、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、当該退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時まで）であります。が、監査等委員である取締役についても期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

以 上

当社株式の大規模買付行為等に関する対応策に係るフローチャート



(注1) 本プランに定める手続を遵守いただいた場合には、原則として対抗措置不発動の決議を行います。

(注2) 独立委員会が対抗措置の発動に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の大規模買付行為等に関する株主意の確認を行うことを勧告した場合、又は当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意を確認することが適切と判断する場合には、可及的速やかに株主意確認総会を招集し、株主の皆様意思を確認することとします。

(注3) 本プランに定める手続を遵守いただけない場合には、原則として対抗措置発動の決議を行います。

(注4) 本フローチャートは、本プランに係る手続の流れの概要をわかりやすく説明するために、詳細を省略して作成されたものです。本プランの正確な内容については、本文をご参照ください。

以上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、又は(ii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本総会の終結の時から本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役であった独立委員会委員が、取締役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を速やかに行う（但し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①本新株予約権の無償割当て又はその他法令及び当社定款の下で可能な措置の発動又は不発動
 - ②買付者等の大規模買付行為等に関する株主意思の確認
 - ③本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ④本プランの対象となる大規模買付行為等への該当性の判断
 - ⑤買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ⑥買付者等の大規模買付行為等の内容の精査・検討
 - ⑦買付者等との間の協議・交渉
 - ⑧当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑨取締役会検討期間の延長の決定
 - ⑩株主意思確認総会招集の要否及びその目的の決定
 - ⑪本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑫その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑬当社取締役会又は当社代表取締役が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社又は当社グループ会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、大規模買付行為等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の過半数が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。）し、その過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会委員略歴

本プラン継続時の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

氏 名	略 歴
<p style="text-align: center;">たかつじ なるひこ 高辻 成彦</p> <p>1977年10月4日生</p>	<p>2000年4月 経済産業省入省 2007年6月 株式会社三井住友銀行 企業情報部 2009年7月 株式会社ティー・アイ・ダヴリュ アナリスト 2011年6月 ナブテスコ株式会社 総務部 広報・IR担当 2013年1月 株式会社ユーザベース 分析チーム シニアアナリスト 2014年5月 いちよし証券株式会社 (株式会社いちよし経済研究所出向) シニアアナリスト 2020年7月 株式会社フィスコ 情報配信部 シニアエコノミスト兼シニアアナリスト 2021年4月 青山学院大学 大学院法学研究科ビジネス法務専攻 非常勤講師 2021年4月 多摩大学社会的投資研究所 客員研究員 2021年6月 当社社外取締役 (現任) 2021年6月 ヤマシンフィルタ株式会社 社外取締役 (監査等委員) 2022年1月 情報経営イノベーション専門職大学 客員教授 2022年2月 日本ガバナンス・企業価値研究所 創業 所長・経済アナリスト (現任) 2022年4月 東京都市大学 共通教育部 非常勤講師 2022年6月 当社取締役会議長 2022年6月 NITTOKU株式会社 社外取締役 2024年4月 目白大学 経営学部 准教授 (現任) 2025年4月 目白大学 大学院経営学研究科 准教授 (兼任) (現任)</p>
<p style="text-align: center;">すずき ともお 鈴木 智雄</p> <p>1958年1月31日生</p>	<p>1982年4月 日本電気株式会社入社 2003年10月 同社 パーソナルソリューション企画本部 経理部長 2008年7月 NEC東芝スペースシステム株式会社出向 統括マネージャー 兼 事業企画部長 2011年10月 同社経営企画部長 2012年6月 日本アビオニクス株式会社 常勤監査役 2020年6月 同社顧問 2021年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)</p>

氏 名	略 歴
<p style="text-align: center;">おおさと まりこ 大里 真理子</p> <p>1963年4月22日生</p>	<p>1986年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 1992年6月 ノースウェスタン大学経営大学院 ケロッグビジネススクール修士号 (MBA) 取得 1992年9月 ユニデン株式会社 (現 ユニデンホールディングス株式会社) 入社 1997年6月 株式会社アイディーエス 取締役 2005年7月 株式会社アークコミュニケーションズ設立 代表取締役 (現任) 2016年6月 公益社団法人日本パブリックリレーションズ協会 理事 2018年4月 早稲田大学スポーツ科学科 非常勤講師 2019年4月 公益社団法人日本オリエンテーリング協会 副会長 2020年9月 ユニデンホールディングス株式会社 社外取締役 2021年11月 同社社外取締役 (監査等委員) 2022年6月 当社社外取締役 (現任) 2022年6月 公益社団法人日本ローイング協会 理事 (現任) 2023年6月 株式会社日本M&Aセンターホールディングス 社外取締役 2023年6月 一般財団法人全日本野球協会 理事 (現任) 2024年6月 当社取締役会議長 (現任)</p>
<p style="text-align: center;">たばた ちえ 田畑 千絵</p> <p>1975年7月19日生</p>	<p>1998年4月 メリルリンチ日本証券株式会社 入社 2009年12月 弁護士登録 2010年1月 隼あすか法律事務所 入所 2015年6月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 入所 2016年6月 株式会社シーボン 社外監査役 2021年11月 須田洋平法律事務所 入所 2022年2月 燕総合法律事務所 パートナー弁護士 (現任) 2022年11月 株式会社Francfranc 社外取締役 (監査等委員) 2023年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)</p>

(注1) 上記4氏と当社との間に取引関係及び特別な利害関係はありません。

(注2) 高辻成彦氏、鈴木智雄氏、大里真理子氏及び田畑千絵氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以 上

当社の大株主の状況

2026年3月31日現在の当社の大株主の状況は、以下のとおりです。

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
エム・ティ興産株式会社	3,804,900	13.81
株式会社ミスミグループ本社	3,000,000	10.89
CLEARSTREAM BANKING S. A.	2,412,400	8.76
立花証券株式会社	1,262,600	4.58
大畑 雅稔	909,700	3.30
森久保 哲司	673,600	2.44
パンチ工業従業員持株会	666,490	2.42
森久保 有司	663,000	2.40
J P J P M S E L U X R E J E F F E R I E S I N T L L T D E Q C O	650,000	2.36
神庭 道子	431,000	1.56

(注) 持株比率は自己株式(86,281株)を控除して計算しております。

以 上

共同協調行為等の認定基準

※認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われべきものとする。

※以下「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社及び子会社（当該特定の株主を含め、「特定株主グループ」という。）、特定株主グループの役員及び主要株主を含むものとする。

- 1) 当社株券等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株券等の取得又は重要提案行為等の買取に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
- 2) 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
- 3) 当社株券等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、当該特定の株主による当社の買取に向けた行動が開始された時期に近接し、又は本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか
- 4) 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、当該特定の株主による当社株券等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
- 5) 当該特定の株主が株券等を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
- 6) 上記5)の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
- 7) 上記5)記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び当該特定の株主（並びに当該認定対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値の毀損のおそれほどの程度か

- 8) 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
- 9) 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員（役員に相当する支配力を有すると認める者を含みます。）兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
- 10) 当社に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この10)を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」と認定してはならないものとする。）
- 11) 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この11)を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」と認定してはならないものとする。）
- 12) その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び/又は親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
- 13) その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、地政学的リスクや米国の通商政策の不確実性の高まりなどを背景に減速懸念が強まる局面も見られたものの、個人消費や設備投資の持ち直しを背景に、総じて底堅く推移しました。一方で、原材料・エネルギーコストの高止まり、物価上昇の影響による個人消費の停滞、中国経済の回復の遅れなどにより、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

このような環境のなかで当社グループは、創業60周年を迎える2034年度のありたい姿を示す長期ビジョン「Vision60」を2025年5月に策定しました。「脱・金型部品依存」をキーワードに掲げ、金型部品事業の持続的な成長に加え、成長事業と位置付けるF A事業の拡大に取り組んでまいりました。また、2024年10月に締結した株式会社ミスミグループ本社（以下、ミスミグループ）との資本業務提携によるシナジー効果の発揮に向け、商品相互供給や物流面での連携強化を進めるとともに、特注品ビジネスを中心とした高付加価値化に取り組んでおります。

なお、2026年5月13日に、2027年3月期から開始する3ヵ年の中期経営計画「バリュークリエーション28（以下、「VC28」）を公表しました。「VC28」は、「Vision60」の実現に向けた最初の中期経営計画であり、「収益性の改善」と「次の成長に向けた基盤構築」に集中するフェーズとして位置づけております。「VC28」を着実に実行することで、収益性と資本効率を伴った持続的成長を実現し、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様から信頼され、社会に必要とされ続ける企業グループを目指してまいります。

足下の経営成績に目を向けますと、売上高について、日本においては、2023年10月の経営合理化を契機とする整備途上である営業体制の再構築や、物価高による個人消費の停滞等の影響を受け、前年を下回る結果となりました。一方、中国においては自動車関連を中心に受注が堅調に推移したほか、東南アジア地域および欧米他地域では、積極的な展示会出展や販売代理店との関係強化により、前年を上回る売上となりました。なお、当社及び株式会社A S C e（以下、アスク）、PUNCH INDUSTRY INDIA PVT. LTD.を除くグループ各社の決算期は12月であり、2025年1月から12月の業績が当連結会計年度の業績となります。

この結果、国内売上高は11,016百万円（前期比5.1%減）、中国売上高は24,903百万円（前期比6.5%増）、東南アジア・インド地域の売上高は2,041百万円（前期比4.6%増）、欧米他地域の売上高は4,139百万円（前期比6.9%増）となり、連結売上高は42,100百万円（前期比3.1%増）となりました。また、業種別では、自動車関連は17,784百万円（前期比3.4%増）、電子部品・半導体関連は7,199百万円（前期比3.0%増）、家電・精密機器関連は3,897百万円（前期比1.6%増）、その他は13,218百万円（前期比3.3%増）となりました。

利益面につきましては、日本における原材料の高騰や協力工場からの仕入れ品価格の上昇、エネルギーコストの高止まり等の影響が継続したものの、中国での売上増加等によりカバーしました。その結果、営業利益は2,031百万円（前期比20.5%増）、経常利益は2,201百万円（前期比36.4%増）となりました。一方で、当社が2022年10月に株式を取得したアスクののれんについて2026年3月期第3四半期に減損損失が発生したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は851百万円（前期比1.9%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した当社グループの設備投資の総額は1,222百万円で、その主なものは次のとおりであります。

北	上	工	場	生産・技術開発設備の拡充
宮	古	工	場	生産設備の拡充
兵	庫	工	場	生産設備の拡充
盤起工業（大連）有限公司				生産・技術開発設備の拡充

③ 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度において、運転資金としてシンジケート・コミットメントラインの短期借入枠から900百万円を調達し、当連結会計年度末において当該枠を1,800百万円使用しております。

長期資金につきましては、新たな調達は行わない一方で、既存借入の約定返済により減少し、当連結会計年度末における有利子負債残高は、前連結会計年度末から23百万円減少いたしました。

また、シンジケート・コミットメントラインについて、契約期間を1年から3年（最長6年の期間延長延長可）に変更いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年10月10日開催の取締役会において、BRIGHT MACHINE TOOLS SDN. BHD.（以下、BMT）の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、2025年12月19日付で同社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。また、2026年1月1日付で同社社名をPUNCH INDUSTRY SALES MALAYSIA SDN. BHD.へ変更いたしました。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第49期 (2023年3月期)	第50期 (2024年3月期)	第51期 (2025年3月期)	第52期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高 (百万円)	42,799	38,344	40,822	42,100
経常利益 (百万円)	2,394	1,421	1,613	2,201
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△)	1,390	△577	868	851
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	60.58	△23.61	33.65	30.94
総資産 (百万円)	30,455	29,649	32,970	34,300
純資産 (百万円)	19,052	18,750	22,038	23,079
1株当たり純資産額 (円)	778.02	764.81	799.82	837.95

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第49期 (2023年3月期)	第50期 (2024年3月期)	第51期 (2025年3月期)	第52期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高 (百万円)	14,777	13,157	12,298	11,835
経常利益 (百万円)	1,883	1,033	966	1,465
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	1,439	△340	672	616
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	62.74	△13.94	26.05	22.39
総資産 (百万円)	14,902	14,195	14,782	14,847
純資産 (百万円)	7,908	7,016	8,481	8,649
1株当たり純資産額 (円)	322.84	286.20	308.07	313.91

(3) 対処すべき課題

世界経済は全体として緩やかな回復基調にあるものの、原材料・エネルギー価格の高止まりや地政学的リスクの継続により、先行き不透明な状況が続いております。特に、金属材料を中心とした原材料価格の高止まりやエネルギー価格の上昇は、製造業を取り巻く事業環境に影響を及ぼしております。

このような環境を踏まえ、当社は、2027年3月期を初年度とする3カ年の中期経営計画「VC28」を策定いたしました。本計画は、2025年5月に公表した長期ビジョン「Vision60」に基づく最初の中期経営計画として、収益性の改善と事業領域の拡大を両立させ、持続的な企業価値の向上を図ることを目的としております。

【収益性・DX】既存事業の競争力強化

「VC28」においては、既存の金型部品事業を当社グループの収益基盤と位置づけ、付加価値の高い特注品へのシフト、生産性の向上、価格の適正化等に取り組んでまいります。これにより、市場環境の変動に左右されにくい収益構造の構築を進めてまいります。あわせて、国内外における生産・調達体制の最適化や、DXを活用した業務改革を推進し、安定的な利益創出を重要な課題として取り組んでまいります。

【FA】成長事業としてのFA事業拡大

一方で、当社は、金型部品事業への依存度を低減し、成長性の高い事業ポートフォリオの拡大を図ることを重要な経営課題と認識しております。この認識のもと、「脱・金型部品依存」を将来成長に向けた重要なテーマと位置づけ、成長事業であるFA事業の拡大を加速させてまいります。省人化・自動化ニーズを背景に、FA事業を当社グループの第二の柱として育成し、「VC28」最終年度においては、FA連結売上高45億円規模への拡大を目標としております。

【新事業】将来成長に向けた新事業の育成

さらに、金型部品事業及びFA事業に続く第三の柱として、新事業の開拓・育成にも継続的に取り組んでまいります。航空宇宙関連分野をはじめ、当社グループの精密加工技術やものづくり力を活かせる新たな事業領域への挑戦を進め、同最終年度には、新事業の確立を目指してまいります。

【協業】資本業務提携の活用

また、2024年10月に締結したミスミグループとの資本業務提携については、「VC28」期間を通じて成果創出を図る重要な施策と位置づけております。両社の技術力、デジタル基盤、グローバルな供給体制等を相互に活用することで、生産・物流の効率化や市場競争力の強化を進め、外部環境変動への耐性を高めます。「VC28」期間中に、累計6億円から8億円の利益創出を目指してまいります。

【資本】資本コストを意識した経営

当社は、これらの成長戦略を支える基盤として、人的資本とDXへの投資を強化し、資本コストや株価を意識した経営を推進するとともに、「VC28」の着実な遂行を通じて、外部環境の変化に強い事業基盤の構築と中長期的な成長の実現を図ってまいります。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 A S C e	北海道札幌市	百万円 15	100% (-)	F A 機器 設計・製作
盤起工業 (大連) 有限公司	中国 遼寧省大連市	千米ドル 32,500	100% (-)	金型部品 製造販売
盤起工業 (瓦房店) 有限公司	中国 遼寧省大連瓦房店市	百万円 680	100% (75%)	金型部品 製造販売
盤起工業 (無錫) 有限公司	中国 江蘇省無錫市	百万円 466	100% (24%)	金型部品 製造販売
盤起工業 (東莞) 有限公司	中国 広東省東莞市	百万円 300	100% (75%)	金型部品 製造販売
盤起弹簧 (大連) 有限公司	中国 遼寧省大連市	百万円 240	100% (75%)	金型部品 製造販売
PUNCH INDUSTRY INDIA PVT. LTD.	インド チェンナイ	千ドル 100,000	100% (0.1%)	金型部品 販売
PUNCH INDUSTRY MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア ペナン	千リンギット 9,000	100% (-)	金型部品 製造販売
PUNCH INDUSTRY SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール	千シンガポールドル 50	100% (100%)	金型部品 販売
PUNCH INDUSTRY VIETNAM CO. LTD.	ベトナム ホーチミン	千米ドル 150	100% (100%)	金型部品 販売
PT. PUNCH INDUSTRY INDONESIA	インドネシア ジャカルタ	千ルピア 5,833,800	100% (100%)	金型部品 販売
PUNCH INDUSTRY MANUFACTURING VIETNAM CO. LTD.	ベトナム ホーチミン	千米ドル 8,400	100% (-)	金型部品 製造販売
PUNCH INDUSTRY USA INC.	米国 イリノイ州	千米ドル 300	100% (-)	金型部品 販売
PUNCH INDUSTRY SALES MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア セランゴール	千リンギット 300	100% (100%)	金型部品 販売

(注) 1. 議決権比率欄の () 内数字は、間接所有割合を内数で示しております。

2. 2025年12月19日付で B M T の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。また、2026年1月1日付で同社社名を PUNCH INDUSTRY SALES MALAYSIA SDN. BHD.へ変更いたしました。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業内容	主要製品
金型部品事業	プラスチック金型部品・プレス金型部品

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都品川区		
支店	仙台 (宮城県仙台市)	宇都宮 (栃木県宇都宮市)	北関東 (埼玉県さいたま市)
	関東 (神奈川県横浜市)	名古屋 (愛知県名古屋市)	長野 (長野県上田市)
	関西 (大阪府大阪市)	兵庫 (兵庫県加西市)	広島 (広島県広島市)
	福岡 (福岡県福岡市)		
営業所	北上 (岩手県北上市)		
工場	北上工場 (岩手県北上市)	宮古工場 (岩手県宮古市)	兵庫工場 (兵庫県加西市)
物流センター	東京ロジスティクスセンター (神奈川県川崎市)		

② 子会社

「(4) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」をご参照ください。

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内事業	676名	6名増
海外事業	2,804名	11名増
合計	3,480名	17名増

(注)臨時従業員の総数は従業員数の100分の10未満であるため記載は省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
660名	4名増	40.9歳	15.6年

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	976百万円
株式会社三井住友銀行	581百万円
株式会社みずほ銀行	487百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 27,622,400株
(自己株式86,281株を含む)
- ③ 株主数 9,196名

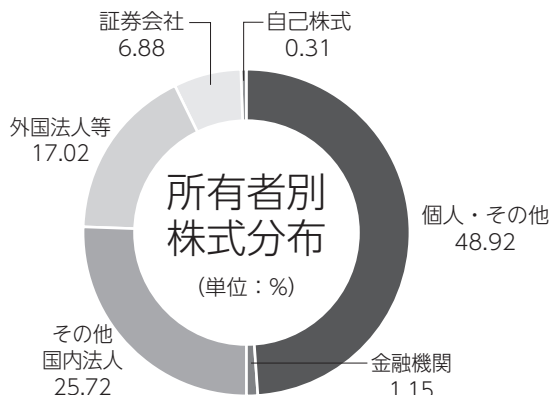
④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
エム・ティ興産株式会社	3,804,900株	13.81%
株式会社ミスミグループ本社	3,000,000株	10.89%
CLEARSTREAM BANKING S.A.	2,412,400株	8.76%
立花証券株式会社	1,262,600株	4.58%
大畑 雅稔	909,700株	3.30%
森久保 哲司	673,600株	2.44%
パンチ工業従業員持株会	666,490株	2.42%
森久保 有司	663,000株	2.40%
JP JPMSE LUX RE JEFFERIES INTL LTD EQ CO	650,000株	2.36%
神庭 道子	431,000株	1.56%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (86,281株) を控除して計算しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. エム・ティ興産株式会社は、当社代表取締役である森久保哲司がその全議決権を保有する資産管理会社であります。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2025年7月11日開催の取締役会決議に基づき、同年8月8日付で、取締役1名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬として普通株式7,958株を自己株式の処分により交付しております。また同日付で、取締役を兼務しない執行役員7名に対しても、譲渡制限付株式報酬として普通株式18,571株を自己株式の処分により交付しております。



(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員 CEO	森久保 哲 司	グループ経営統括
取締役 上席執行役員 COO	高 梨 晃	事業統括
取締役（社外）	高 辻 成 彦	目白大学 経営学部 准教授 目白大学 大学院経営学研究科 准教授（兼担） 日本ガバナンス・企業価値研究所 所長・経済アナリスト
取締役（社外） 取締役会議長	大里 真理子	株式会社アークコミュニケーションズ 代表取締役
取締役（常勤監査等委員）	河 野 稔	
取締役（監査等委員・社外）	鈴 木 智 雄	
取締役（監査等委員・社外）	田 畑 千 絵	燕総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 社外取締役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
 2. 監査等委員である取締役河野稔氏及び鈴木智雄氏は、長年にわたり経理部門に在籍しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 当社は、監査環境の整備、日常的な社内情報の収集、取締役会以外の重要会議への出席、内部監査部門との十分な連携を可能とするため、河野稔氏を常勤監査等委員に選定しております。
 4. 当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(ご参考) 当社は執行役員制度を導入しております。2026年4月1日現在の執行役員（取締役兼務者を除く）は以下のとおりです。

会社における地位	氏名	担当
上席執行役員 最高財務責任者（CFO）	松澤 靖	管理統括
執行役員	片村 知己	財務経理
執行役員	久米 信	FA
執行役員	鶴間 文雄	DX・システム・調達
執行役員	岡田 秀和	中国・ベトナム
執行役員	廣川 秀和	海外営業
執行役員	鈴木 智三	国内営業
執行役員	田中 靖彦	人事総務
執行役員	佐藤 秀和	国内製造

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役全員との間で、責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。株主や第三者等から損害賠償請求が提起された場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害は填補されない等の一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理・監督の立場にある従業員であり、保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の基本方針

当社は、「世界のものづくりを支えるパンチグループとして、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主利益との整合性を保ちつつ、各役員への会社業績向上に向けた効果的かつタイムリーな動機づけがなされるとともに、優秀な人材を経営陣として確保することができるような報酬体系とする。」ことを基本方針としております。

□. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬の内容の決定方針

a. 当該方針の決定の方法

当該方針は、指名・報酬委員会で審議し、2021年6月11日開催の取締役会で決議いたしました。

b. 当該方針の内容の概要

当社は、取締役の個人別報酬の内容については、「取締役・執行役員報酬規程」及び関連諸規程の定めるところにしたがって、指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会にて決定するものとし、その全部又は一部を取締役その他の第三者に委任してはならない旨を定めております。また、「取締役・執行役員報酬規程」は指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会にて決定するものと定めております。

c. 取締役の報酬の構成とその内容

区分	固定報酬		業績連動報酬	株式報酬
	基本報酬	個別報酬		
業務執行取締役	○	○	○	○
非業務執行取締役	—	○	—	—

固定報酬は、役位によって定められる基本報酬と、前年度における各個人の業績指標達成度により算定する個別報酬からなり、月次で支給します。

業績連動報酬は、親会社株主に帰属する当期純利益に支給率を乗じた金額と、役位ごとに定める上限金額のどちらか低い方を年次決算確定後に支給します。役位ごとの支給率及び支給額上限は下表のとおりです。

役位	支給率	支給額上限
社長執行役員	40 bps	60百万円
常務執行役員	25 bps	40百万円
上席執行役員	15 bps	30百万円
取締役への加算	5 bps	—

*業績連動報酬支給率の合計は、当該年度の連結配当性向の10%を上限とする。

*「親会社株主に帰属する当期純利益」が損失であった場合には業績連動報酬は支給しない。

*利益の金額に関わらず、配当が無配であった場合には、業績連動報酬は支給しない。

株式報酬は、役位によって定められる株式報酬基礎額を、割当決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値で除して算出された株式の数を、定時株主総会の翌日から次期株主総会の日までの概ね一年間を役員提供期間として、当該期間内に割当てます。

なお、取締役の個人別報酬における、固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の割合については、それぞれの算定方法を個別に定めていることから、特に定めておりません。

ハ. 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容については、「取締役・執行役員報酬規程」及び関連諸規程の定めるところにしたがって管理統括取締役が原案を作成し、指名・報酬委員会において、方針との整合性、市場水準、従業員給与とのバランス等を踏まえた検討を行っており、取締役会は指名・報酬委員会の意見を最大限尊重し決定していることから、当該方針に沿うものと判断しております。

二. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬の種類	年額上限金額	株主総会決議日	当該定めに係る員数
取締役（監査等委員を除く）	固定報酬 業績連動報酬	400百万円 （うち社外取締役分30百万円）	2021年6月23日 第47回定時株主総会	7名 （うち社外取締役2名）
取締役（監査等委員・社外取締役・非業務執行取締役を除く）	株式報酬	100百万円 株式数90,000株以内		4名
監査等委員である取締役	固定報酬	80百万円		3名 （うち社外取締役2名）

ホ. 取締役の報酬等

区分	員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額（百万円）		
			固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5 (2)	61 (12)	55 (12)	2 (-)	3 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	27 (13)	27 (13)	- (-)	- (-)
合計 （うち社外役員）	8 (4)	89 (26)	82 (26)	2 (-)	3 (-)

- (注) 1. 上表には、2025年6月24日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬算定に用いる指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、当事業年度における目標は180百万円、実績は851百万円であります。当該指標を選択した理由は、株主利益との連動を図るためであります。
3. 譲渡制限付株式の額は、2025年8月8日に割り当てた譲渡制限付株式に係る当事業年度における費用計上額を記載しております。

監査等委員である取締役の報酬につきましては、経営に対する独立性を重視する観点から固定報酬のみで構成され、各監査等委員である取締役の報酬額は監査等委員会の協議によって決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

「① 取締役の状況」に記載したとおり、各社外取締役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名 (地位)	出席回数		活動状況 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
	取締役会	監査等委員会	
高 辻 成 彦	15回/15回	—	取締役会では、アナリストとしての経験、当社が属する機械業界の動向、ファイナンス・ガバナンスに関する知見から、当社の経営戦略について有益な発言を行っております。 また、任意の指名・報酬委員会委員長を務めており、当事業年度に開催された委員会5回全てに出席し、独立した客観的立場から当社役員の指名・報酬決定プロセスの透明性及び報酬の妥当性に関する意見・提言を行っております。 その他、投資家とのIRミーティングへの参加、取締役・執行役員等に対し、IRやファイナンス等に関する講演を行うなど、積極的に活動しております。
大里真理子	15回/15回	—	取締役会議長として、議事の活性化・効率化、取締役会の課題解決のための提案等、積極的に貢献しております。 取締役会では、経営者、他社の社外取締役としての経験を踏まえ、経営全般に対する助言や提案等有益な発言を行っております。 また、任意の指名・報酬委員を務めており、当事業年度に開催された委員会5回全てに出席し、独立した客観的立場から当社役員の指名・報酬決定プロセスの透明性及び報酬の妥当性に関する意見・提言を行っております。
鈴木智雄 (監査等委員)	15回/15回	14回/14回	取締役会では、長年にわたる事業会社での職務を通じて培われた豊富な財務経理に関する知識及び監査役としての経験・見識に基づき、有益な発言を行っております。 また、監査を含む監査等委員会全般の活動において意見を述べるとともに、執行役員等へのヒアリング及び会計監査人とのミーティングを通じ、必要な提言を行っております。
田畑千絵 (監査等委員)	15回/15回	14回/14回	取締役会では、弁護士としての専門的見地からコンプライアンスの視点で有益な発言を行っております。 また、監査を含む監査等委員会全般の活動において意見を述べるとともに、執行役員等へのヒアリング及び会計監査人とのミーティングを通じ、必要な提言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 PwC Japan有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、財務経理部門及び会計監査人から必要な資料の提供を受け説明を聴取するとともに、前事業年度における会計監査人の監査活動状況及び監査報酬実績を確認したうえで、当事業年度における会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等について検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、同意いたしました。
3. 当社の子会社のうち、盤起工業（大連）有限公司他3社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているプライズウォーターハウスコーパースのメンバーファームに対して、監査証明業務に相当すると認められる業務に基づく報酬を支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	24,745
現金及び預金	6,641
受取手形	2,301
売掛金	10,530
商品及び製品	2,283
仕掛品	841
原材料及び貯蔵品	1,642
その他	552
貸倒引当金	△47
固定資産	9,554
有形固定資産	7,610
建物及び構築物	1,521
機械装置及び運搬具	4,329
工具、器具及び備品	548
土地	755
建設仮勘定	105
その他	350
無形固定資産	296
のれん	92
その他	204
投資その他の資産	1,647
投資有価証券	1,328
退職給付に係る資産	29
繰延税金資産	130
その他	181
貸倒引当金	△24
資産合計	34,300

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	9,533
支払手形及び買掛金	3,250
電子記録債務	126
短期借入金	1,800
1年内返済予定の長期借入金	851
未払費用	1,737
未払法人税等	355
役員賞与引当金	2
賞与引当金	328
その他	1,080
固定負債	1,686
長期借入金	432
繰延税金負債	163
退職給付に係る負債	656
その他	434
負債合計	11,220
(純資産の部)	
株主資本	17,296
資本金	4,040
資本剰余金	3,604
利益剰余金	9,692
自己株式	△40
その他の包括利益累計額	5,777
その他有価証券	41
評価差額金	5,578
為替換算調整勘定	158
退職給付に係る調整累計額	158
新株予約権	5
純資産合計	23,079
負債・純資産合計	34,300

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目		金額	
売上高			42,100
売上原価			30,785
売上総利益			11,315
販売費及び一般管理費			9,283
営業利益			2,031
営業外収益			
受取利息	63		
受取配当金	20		
為替差益	50		
作業くず売却益	45		
その他の	82		262
営業外費用			
支払利息	33		
支払手数料	24		
その他の	35		93
経常利益			2,201
特別利益			
固定資産売却益	18		18
特別損失			
固定資産除売却損	13		
固定資産減損損失	185		
のれん減損損失	331		531
税金等調整前当期純利益			1,688
法人税、住民税及び事業税	837		
法人税等調整額	△5		832
当期純利益			856
非支配株主に帰属する当期純利益			4
親会社株主に帰属する当期純利益			851

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	5,819
現金及び預金	1,088
受取手形	428
売掛金	1,726
商品及び製品	95
仕掛品	114
材料及び貯蔵品	299
前払費用	44
関係会社短期貸付金	100
関係会社未収入金	1,868
その他の貸倒引当金	61
	△6
固定資産	9,027
有形固定資産	1,396
建物	442
構築物	0
機械及び装置	259
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	45
土地	639
建設仮勘定	8
無形固定資産	10
ソフトウェア	9
その他の	0
投資その他の資産	7,620
投資有価証券	1,328
関係会社株式	2,226
出資	0
関係会社出資金	3,995
関係会社長期貸付金	2,606
従業員長期貸付金	4
破産更生債権等	20
その他の	65
貸倒引当金	△2,627
資産合計	14,847

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	4,792
支払手形	16
電子記録債権	126
買掛金	834
短期借入金	1,800
1年内返済予定の長期借入金	848
未払金	411
未払費用	86
未払法人税等	224
預り金	16
役員賞与引当金	2
賞与引当金	318
その他の	107
固定負債	1,405
長期借入金	429
繰延税金負債	18
退職給付引当金	837
資産除去債務	119
負債合計	6,197
(純資産の部)	
株主資本	8,602
資本金	4,040
資本剰余金	3,599
資本準備金	1,587
その他の資本剰余金	2,011
利益剰余金	1,002
利益準備金	98
その他利益剰余金	904
別途積立金	210
繰越利益剰余金	694
自己株式	△40
評価・換算差額等	41
その他有価証券評価差額金	41
新株予約権	5
純資産合計	8,649
負債・純資産合計	14,847

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		11,835
売上原価		8,575
売上総利益		3,259
販売費及び一般管理費		3,597
営業損失		△337
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	1,994	
その他	34	2,039
営業外費用		
支払利息	22	
貸倒引当金繰入額	168	
その他	44	236
経常利益		1,465
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除売却損失	0	
減損損失	185	
関係会社株式評価損	411	598
税引前当期純利益		867
法人税、住民税及び事業税	251	
法人税等調整額	△0	251
当期純利益		616

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

パンチ工業株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 林 壮一郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 臼 杵 大樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パンチ工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パンチ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的に影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

パンチ工業株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 壮一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 臼杵 大樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パンチ工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、インターネット等を經由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

パンチ工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 河野 稔 ㊟

監査等委員 鈴木 智雄 ㊟

監査等委員 田畑 千絵 ㊟

(注) 監査等委員 鈴木智雄及び田畑千絵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

TOPICS

長期ビジョン「Vision60」の下、新たな一歩を踏み出しました。
2025年度の主な取組み

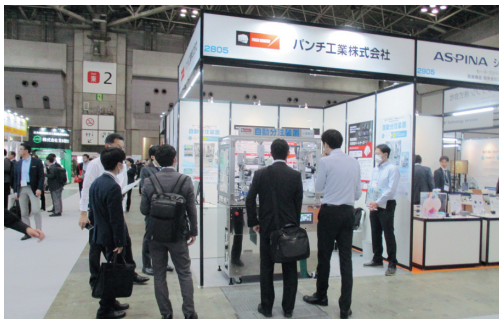


TOPIC 01

公式YouTubeチャンネルを開設 —ステークホルダーへの情報発信を強化—

当社は2025年12月、ものづくりの技術紹介や決算情報など、様々なステークホルダーへの情報発信を目的とした公式YouTubeチャンネルを開設しました。今後も動画コンテンツを定期的に発信し、企業理解の促進に努めてまいります。

▶IR・SR強化——ステークホルダーとの対話促進



TOPIC 02

ラボラトリーオートメーション領域へ本格参入

当社は2025年12月、FA分野の装置設計ノウハウを活かし、研究・分析現場の自動化（ラボラトリーオートメーション）領域へ本格参入しました。前処理工程の自動化により、研究者の業務効率化に貢献してまいります。

▶Vision60「新事業の開拓・育成」の具体化



PUNCH INDUSTRY SALES MALAYSIA SDN. BHD. オフィス（マレーシア）

TOPIC 03

マレーシアの販売代理店を子会社化

当社は2025年12月、マレーシアの販売代理店を子会社化し、PUNCH INDUSTRY SALES MALAYSIA SDN. BHD.へ社名を変更しました。現地の顧客基盤・販売ノウハウを直接活用し、マレーシア市場のプレゼンス強化を図ってまいります。

▶Vision60「日中以外の地域を拡大」への布石

株主総会会場ご案内図

会場 アワーズイン阪急（シングル館3階 A+B会議室）

東京都品川区大井1丁目50番5号



交通のご案内

「大井町駅」徒歩1分

<京浜東北線>中央改札口を出て右側（中央西方面①）の階段をご利用ください。

<りんかい線>改札を出て右側（A2出口）のエスカレーターをご利用ください。

<東急大井町線>改札口を出て右側にJR線に沿って直進ください。

お願い

駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

お身体の不自由な株主様又は障がいのある株主様へ

ご要望に応じて、車いすのサポート、座席への誘導等のお手伝いをさせていただきますので、お気軽にお声がけください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。